

壬生町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

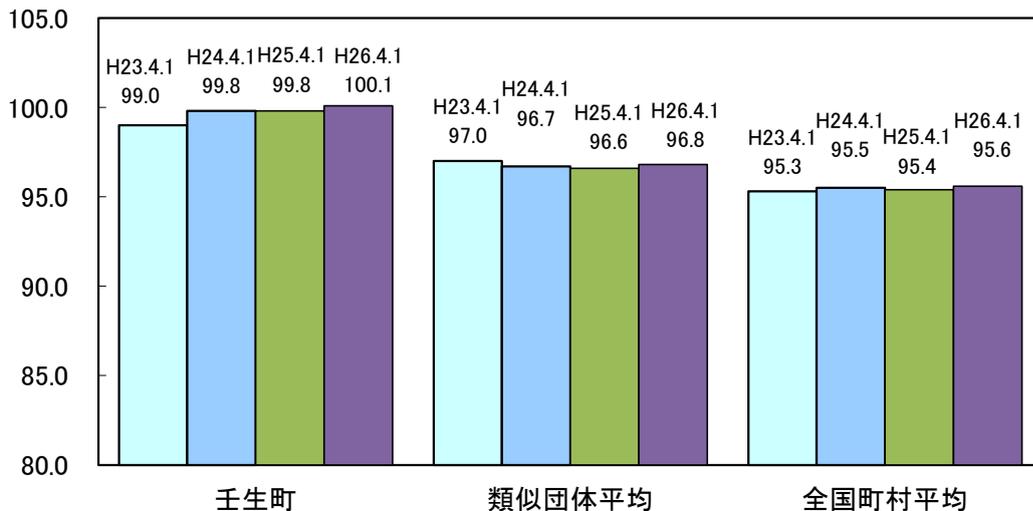
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	39,912	11,880,102	336,272	1,934,469	16.3	16.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	222	825,614	152,389	321,904	1,299,907	5,855	5,601

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成24年及び25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数20年以上の高年齢層の割合が国に比べ多いため上昇傾向にありますが、今後、高年齢層の退職者が多くなることから改善が見込まれます。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	人事委員会を設置していないため未記入				%	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給 月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	人事委員会を設置していないため未記入				月	月 4.1

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げをしました。若年層(1級及び2級に係る号給)については、据え置きとしました。高齢層(3級以上の高位号給)については、最大4%程度の引下げをしました。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施します。技能労務職の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

制度なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)
--

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	44.4 歳	339,400 円	403,416 円	370,168 円
栃木県	44.5 歳	346,559 円	424,472 円	376,851 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	316,054 円	372,370 円	347,095 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	49.7 歳	19 人	262,600 円	279,342 円	268,958 円
うち学校給食員	54.8 歳	5 人	256,400 円	263,700 円	256,400 円
うち用務員	44.5 歳	5 人	277,800 円	314,840 円	293,080 円
うち自動車運転手	45.3 歳	3 人	238,300 円	254,233 円	242,633 円
栃木県	51.3 歳	309 人	347,200 円	395,136 円	373,628 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	50.0 歳	12 人	291,276 円	317,335 円	307,380 円

区分	民間			参考 A/B	年収ベース(試算値)の比較		
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		公務員 (C)	民間 (D)	C/D
壬生町	—	—	—	—	—	—	—
うち学校給食員	調理士	42.8 歳	246,900 円	1.07	4,228,500 円	3,228,300 円	1.31
うち用務員	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.58	4,954,880 円	2,747,000 円	1.80
うち自動車運転手	自家用自動車運転者	50.3 歳	231,600 円	1.10	3,958,296 円	2,863,500 円	1.38

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成23～25年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	41.9 歳	317,000 円	394,950 円	346,483 円
栃木県	43.3 歳	329,871 円	407,410 円	370,344 円
国	43.5 歳	372,375 円	—	443,555 円
類似団体	38.5 歳	289,124 円	367,443 円	314,323 円

④福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	41.1 歳	310,200 円	355,627 円	315,318 円
栃木県	43.0 歳	338,043 円	425,253 円	373,696 円
国	41.8 歳	331,688 円	—	377,975 円
類似団体	40.2 歳	287,451 円	314,047 円	299,732 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		壬 生 町	栃 木 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	141,900 円	—
	中 学 卒	129,200 円	129,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	269,550 円	360,650 円	370,900 円	400,100 円
	高 校 卒	243,600 円	356,100 円	364,433 円	—
技能労務職	高 校 卒	—	295,700 円	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

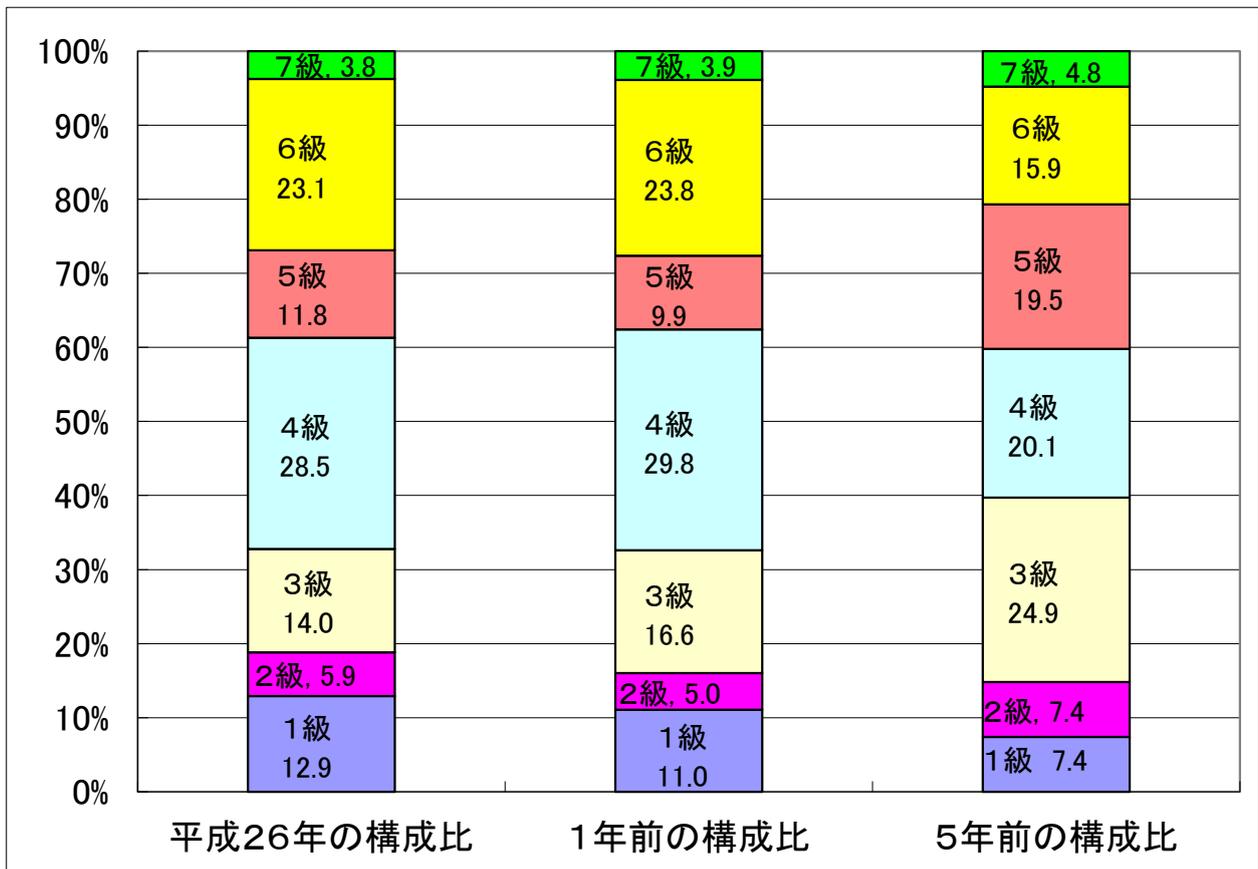
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長・教育次長・参事・議会事務局長の職務	7人	3.8 %	366,200円	456,200円
6 級	課長・事務局長の職務・困難な業務を分掌する主幹	43人	23.1 %	320,600円	422,600円
5 級	主幹の職務・困難な業務を分掌する課長補佐・困難な業務を分掌する事務局長補佐	22人	11.8 %	289,200円	400,600円
4 級	課長補佐・事務局長補佐・副主幹・係長・所長・園長・館長の職務	53人	28.5 %	261,900円	388,300円
3 級	主査の職務	26人	14.0 %	222,900円	354,700円
2 級	主任の職務	11人	5.9 %	185,800円	307,800円
1 級	主事・技師・保健師・保育士・栄養士・司書の職務	24人	12.9 %	135,600円	243,700円

(注) 1 壬生町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。 186

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成27年1月の昇給については勤務成績証明書により、評価を実施し、その評価結果に基づき、昇給号給数を決定。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

壬生町	栃木県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,447 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,595 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤務日数による評価に加え、平成21年度より全職員を対象とした人事評価を実施し、勤務実績への参考として活用している。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

壬生町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算) (退職時特別昇給 制度無し)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 16,693 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
制度無し			

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度決算)		0 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事職員の特種勤務手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症の防疫に従事する職員が、感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の看護若しくは感染症の原因となる病原体の附着し、若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症の原因となる病原体を有する家畜若しくは感染症の原因となる病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	0 千円	日額600円
行旅死病人等収容作業従事職員の特種勤務手当	行旅死病人等収容作業に従事した職員	行旅死病人又は変死人の収容、立会作業等に従事したとき	0 千円	日額5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	64,757 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	374 千円
支給実績(24年度決算)	51,245 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	307 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外 月額6,500円 (16歳から22歳の子1人につき5,000円加算)	同じ		24,118 千円	206,135 円
住居手当	住宅を借り受け又は購入した職員に支給する手当	借家 家賃に応じ月額27,000円以内	同じ		8,353 千円	261,044 円
通勤手当	通勤のため交通機関又は自動車等を使用した職員に支給する手当	交通機関利用者 運賃相当額 自家用車等利用者 月額2,000円～24,500円 支給限度額 月額換算55,000円	同じ		12,039 千円	54,973 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給する手当	部長 月額79,650円 参事 月額75,225円 課長 月額62,325円 主幹(困難な事務を分掌するもの) 月額41,550円 主幹(上記以外) 月額39,660円 所長 月額29,616円	異なる	支給額	44,121 千円	588,282 円
宿日直手当	正規の勤務時間外に庁舎の保全等を目的とする勤務をした職員に支給する手当	日直勤務1回につき4,200円 (勤務時間が5時間未満の場合は勤務1回につき2,100円)	同じ		1,486 千円	13,507 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料 報酬	町長	850,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 904,000 円 / 383,500 円
	副町長	700,000 円	750,000 円 / 478,800 円
	議長	400,000 円	486,500 円 / 227,000 円
	副議長	335,000 円	419,300 円 / 182,000 円
	議員	300,000 円	390,000 円 / 157,000 円
	備考		
期末手当	町長 副町長	(25年度支給割合) 2.95	月分
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 2.95	月分
退職手当	町長	(算定方式) 850,000円×在職月数÷12×5.5	(1期の手当額) 18,700千円 (支給時期) 任期毎
	副町長	700,000円×在職月数÷12×3.3	9,240千円 任期毎
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

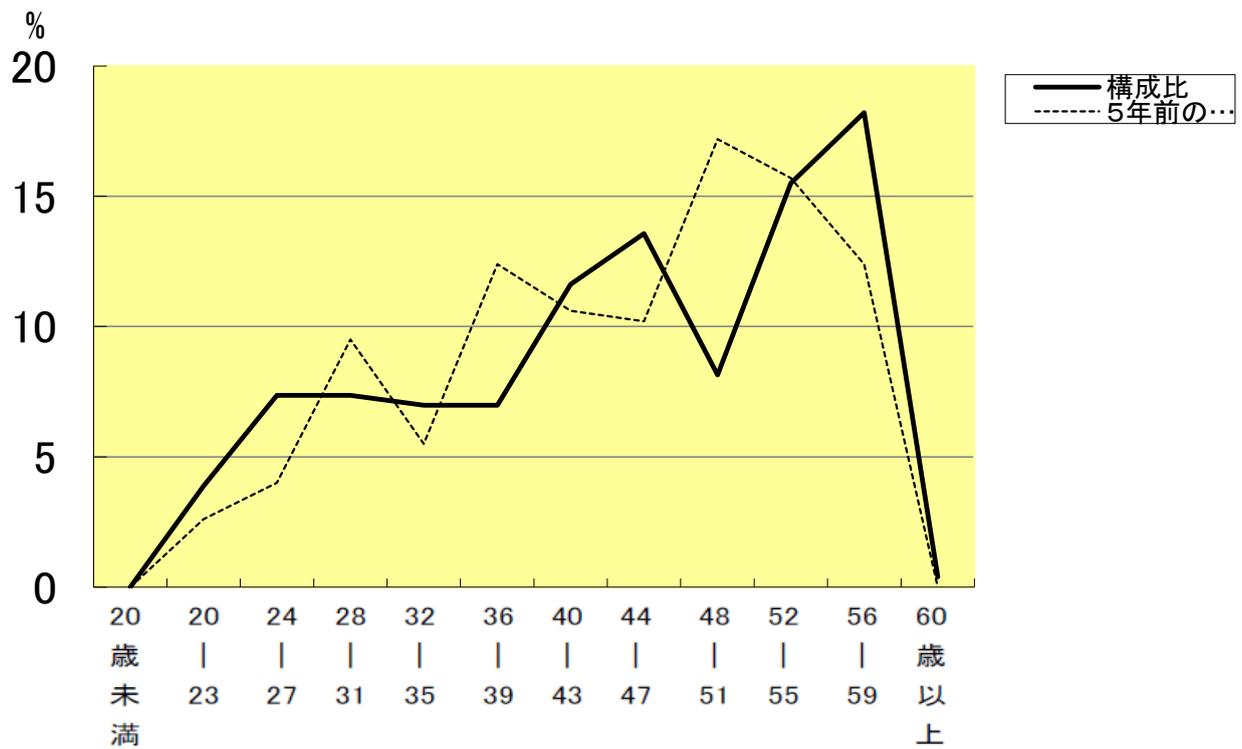
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		職員配置見直し等による増 退職者不補充による減 県への派遣等による増
		総務企画	59	57	2	
		税務	12	12		
		民生	63	64	-1	
		衛生	8	8		
		労働				
		農林水産	12	12		
		商工	4	3	1	
	土木	25	23	2		
		計	186	182	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.60 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.20 人)
	教育部門	39	41	-2	調理員の退職不補充による減	
	消防部門					
	小計	225	223	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.37 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.04 人)	
公営会計業部等	水道	7	7		職員配置見直しによる減 後期高齢広域連合派遣終了に伴う減	
	下水	10	11	-1		
	その他	16	17	-1		
	小計	33	35	-2		
合計		258	258		<参考> 人口1万人当たり職員数 64.64 人	
		[340]	[340]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	人	10人	19人	19人	18人	18人	30人	35人	21人	40人	47人	1人	258人

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	185	185	181	182	182	186	1 (100.5%)
教育	53	52	48	45	41	39	-14 (73.6%)
消防							
普通会計計	238	237	229	227	223	225	-13 (94.5%)
公営企業等会計計	36	37	36	34	35	33	-3 (91.7%)
総合計	274	274	265	261	258	258	-16 (94.2%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	448,420	110,657	51,326	11.4	12.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
25年度	7	27,288	3,140	10,478	40,906	5,844	6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

一般行政職と同様に管理職手当を定率制から職名に応じた定額制に移行（平成19年度から）

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
壬生町	43.9 歳	326,100 円	498,838 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	—	—	—

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 基本給は、給料と扶養手当の合算額です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		壬生町(一般行政)	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,458 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,447 千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	
勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

水道事業			壬生町(一般行政)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
(退職時特別昇給 制度無し)			(退職時特別昇給 制度無し)		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 16,693 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
制度無し			

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0	円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		0	%	
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
浄水場管理人の特殊勤務手当	浄水場管理人公舎に居住する職員	浄水場管理人公舎に居住したとき	0 円	月額 15,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	665 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	166 千円
支給実績(24年度決算)	161 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	40 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	4職員の手当の状況 (6)その他の手当参照	同じ		918 千円	306,000 円
住居手当		同じ		570 千円	285,000 円
通勤手当		同じ		146 千円	36,600 円
管理職手当		同じ		1,719 千円	572,968 円
宿日直手当		同じ		40 千円	13,300 円